

# 平成22年 9月 定例会（第3回）-09月09日-05号

◆戸田由紀子議員 議席番号17番、会派四街道21、戸田由紀子です。通告いたしました5項目につきまして質問させていただきます。

(1)、駅前歩きタバコの禁止とごみの不法投棄。本市では、平成11年に「四街道市まちをきれいにする条例」を制定しました。条例にのっとり、美化推進重点地区を指定し、美化推進委員を任命して、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導、その他の美化活動を推進してきております。市民サイドでも、個人で、団体で、さらに商店街でごみを拾い、ポイ捨て防止を呼びかける動きがあり、美化推進委員と市民のボランティアの力で駅前のごみの散乱が減り、きれいになりました。他市から見えた方から、駅前がきれいですねとの感想を聞かされることもあります。

市民の動きの一つとして、「四街道をきれいにする会」のことを少し紹介したいと思います。7年前に自分たちのまちは自分たちの手できれいにしようと、有志で四街道をきれいにする会を立ち上げました。毎月15日にゴミゼロマーチを実施し、市内各所でポイ捨てされたごみを拾い続けて、この8月で82回になります。この間、市内の子供や高校生、若者の参加があり、ごみ拾いをすることで、自分自身のことであると気づかれた区長さんが、自治会でチラシを配って呼びかけ、自治会での参加など、市民の間に意識の広がりが見えますが、一方で、市内各地で心ない人のごみの放置による新たなごみ捨てを生んでいます。量的には減っていますが、拾っても、拾っても、なくなるごみ、ごみとの根気比べが続きます。

ごみ拾いを始めて7年、駅前ではこの8月で18回目になりました。始めたころ、タバコの吸い殻を1時間で約7,000本も拾ったそうです。それが5,000本に減り、最近ではおおよそ3,000本に減ってくるなど、ポイ捨て防止の効果は出ておりますが、ちょっと横道に入るとあちこちに散乱しています。歩きタバコによる弊害は、吸い殻の散乱と同時に、受動喫煙による健康被害や船橋で実際に起こった子供の目に触れて、大けがをしたことなど危険性も挙げられます。きれいにする会では、ごみを拾いながら見えてきたさまざまな問題点を整理し、5年前の5月、市にきれいにする条例と残土条例の改正を提案しました。この提案に対する現在までの市の対応と考えを伺います。

(2)、図書館サービスを暮らしに生かす。市民力を生かし、市民参加によるまちづくりを積極的に進めている本市に、みんなで地域づくりセンターが9月1日に開設し、「市民協働で歩むまち」に向け、新たな一步を踏み出しました。市民がみずから考え、みずから行動する市民協働のまちづくりを進めるためには、市民が自分の住む自治体の持つ情報や地域に存在する情報を知らなければなりません。市民が情報を得るための手段はいろいろなルートがありますが、私は市民の知る権利を保障することを社会的な使命とする公共図書館が重要な役割を担っていると考えます。

前鳥取県知事の片山善博氏は、図書館のミッション（使命）について、「図書館は一人一人の市民の自立を支えるための「知の拠点」であり、特に公共図書館は「市民がみずから考え、みずから行動するために必要な知識や情報を提供することがミッション（使命）だ」とし、「民主主義社会を維持し、主権者として生きていくためには市民として自立することが必要であり、そのためにはバランスのとれた客観的な情報環境を整えられなければならない。その機能を果たすのが図書館である」と述べ、民主主義のとりでと言われる図書館における地域資料、情報サービスの充実に取り組まれました。

そこで、1点目として、これからの地域づくり、すなわち暮らしの中の課題を解決するために、まちづくり、人づくりを支援する地域活動の情報拠点である図書館を大いに活用すべきであると考え、本市の図書館の地方行政資料と民間資料の収集及び提供の現状をお聞きします。

2点目として、読むことに困難を抱えている利用者への情報提供の方法として、対面朗読サービスがあります

が、本市の図書館の対面朗読室は防音装置が悪く、読んでいる声が外に漏れてしまいます。これまで何度か改善をお願いしておりますが、残念ながら改善された様子が見られません。使用できる状態にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(3)、まちづくりへの子どもの参加促進。こどもプランについて、昨年6月に一般質問をさせていただきましたが、その後のことについて伺います。平成16年策定のこどもプランは、基本理念と基本目標で「子どもの最善の利益を第一次的に配慮しながら、子どもがおとなのパートナーとして、考えや能力を発揮して活躍できる機会や場を家庭や地域につくるなど、社会に子どもの居場所を創る取り組みを進めます」と子供を大人のパートナーとして、一人の人間として尊重する姿勢が組み込まれていたことを評価し、その実現に期待しております。この中で中学生模擬議会については、子供の意見を尊重したまちづくりの推進事業の一環として実施することが記載されています。この3月に策定された後期計画では、模擬議会の位置づけが見えてこないことから、来年、平成23年に実施予定の模擬議会の開催の趣旨、目的、実施時期、議員の選考方法、タイムスケジュールについて伺います。

2点目として、策定された後期計画では、その文言から、子供をパートナーではなく、子供を支援、保護の対象として位置づけているように受けとめました。基本理念と基本目標は、前期計画と違いがあるのでしょうか。また、こどもプラン策定に当たり、子供の意見は反映されなかったようですが、その理由をお聞かせください。

(4)、子どもへの虐待をしない、させないために。子供が虐待によって死亡するという何とも痛ましいニュースが後を絶ちません。この件も昨年6月に現状をお聞きし、死亡には至っていないと伺い、ほっとしましたが、虐待を受ける子供はゼロにはならず、継続中のケースも多くあることから、現状、虐待の件数と年齢、報告者、虐待者について伺います。

(5)、平和啓発事業の推進。8月は全国各地で戦没者を追悼し、戦争や原爆の恐ろしさを次世代に伝え、核兵器をなくし、世界の恒久平和を祈念する行事が開催されます。終戦65年を迎えた今年も、県内各地で実施される行政や市民の取り組みが新聞で紹介されました。本市ではどのような取り組みをされたのか、市民への広報、PRの方法もお聞かせください。以上で壇上からの質問を終わります。

#### ◎環境経済部長（鶴澤洋）

私からは1項目、駅前歩きたばこの禁止とごみの不法投棄についてお答えをいたします。平成17年6月に四街道をきれいにする会から、不法な産廃残土、ポイ捨て放置ごみの一掃のための提案があり、その骨子は残土条例を強化し、不法な埋め立てや周辺の同意のない埋め立てをやめさせる。また、まちをきれいにする条例を改正し、歩行喫煙などには罰則をつけるとともに、市民との協働を大切にするというものでございました。残土条例の改正については、その後、条例の見直しを行い、これまで3,000平方メートル以上の埋め立て等については、県の許可となっておりましたが、500平方メートル以上のすべてのものを市の許可とするとともに、300メートル以内の区域に居住する十分の8以上の住民の承諾を得ることとし、市内で発生する埋め立て事業に迅速に対応できるようにいたしました。

次に、まちをきれいにする条例の改正につきましては、四街道をきれいにする会を初めとするボランティア団体、個人、事業者の皆様、行政による地道な美化活動など、これまでのさまざまな取り組みの成果等から、駅周辺での吸い殻の散乱が改善されている状況にあります。駅周辺での歩行喫煙を禁止する条例や罰則による規制については、今後の吸い殻の散乱状況等の推移を見ながら、検討する必要がある課題と考えております。

ごみのポイ捨てについては、基本的には個人のマナーの問題ですが、美観や衛生上の観点から放置できない問題があり、ホームページや広報で条例の周知と遵守の呼びかけを行うとともに、美化推進重点地区については、美化推進員を委嘱し、ごみの散乱状況の調査やポイ捨て防止の啓発指導を実施するほか、関係団体の協力を得ながら、ポイ捨て防止と歩きたばこの自粛を呼びかけるキャンペーンを、毎年、四街道駅周辺で実施するなどの啓発活動を実施しており、今後とも継続的な啓発活動を実施することで、路上喫煙の自粛やたばこのポイ捨て防止

を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ◎教育部長（三浦光行）

私からは、2項目めの図書館サービスを暮らしに生かすについてお答えします。まず、1点目の地域行政資料、民間資料の収集及び提供についてですが、地域行政資料、いわゆる図書館法の地方行政資料は、主として県及び近隣市町村からの寄贈により収集し、一般出版物で、千葉県、四街道市関係の調査に役立つものは、新聞、雑誌、出版情報誌、インターネット等の情報を参考に、購入あるいは寄贈等による方法で随時収集に努めており、2階の郷土資料コーナーの中に地方行政資料として、県内他市町村に関する資料も含む行政資料を提供しております。蔵書情報については、ホームページや館内利用者用検索機で検索が可能となっております。また民間資料、いわゆる地方行政資料以外の資料は、寄贈によりすべて受け入れをしております。受け入れた資料の貸し出し、閲覧等については、一部供しております。

次に、2点目、障害者サービスへの取り組み、対面朗読室の防音対策についてですが、障害者サービスの一つとして、対面朗読室を整備しております。しかしながら、図書館の利用のありように伴い、声が外に漏れる状況が見られるようになり、市として防音の改善に向け、調査、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ◎総務部長（遠藤利明）

私からは、第3項目めのまちづくりへの子どもの参加促進の1点目、中学生模擬議会と、第5項目めの平和啓発事業の推進についてお答えを申し上げます。

最初に、第3項目めの中学生模擬議会の実施内容についてでございますけれども、市では3年ごとに中学生模擬議会を実施しておりますが、来年が開催年に当たります。開催趣旨といたしましては、次代を担う中学生の意見を聞くことにより、市政運営上の施策の参考にするとともに、議会運営の仕組みを体験的に学習してもらう場として開催をしております。実施に当たっては、主催者である市と教育委員会並びに議会との協議、連携のもと、実施要領を定め行っております。現段階では、詳細は固まっておりますけれども、前回開催した平成20年では、各中学校の代表5名ずつの5校分の25人の中学生議員により、7月30日の1日を会期といたしまして、「住み続けたいまち四街道」をテーマに実施しております。また、模擬議会に当たっては、中学生の視点から市政への要望や課題あるいは疑問を率直に発言するとともに、執行部の考えも真摯に聞くなど、議場の雰囲気を感じてもらっております。来年実施予定の中学生模擬議会が充実したものとなるよう、関係部局で連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、第5項目めの平和啓発事業の推進でございますけれども、8月に実施しました平和啓発事業といたしましては、市役所本館1階ロビーでの原爆写真資料の展示のほか、広島・長崎それぞれの原爆投下日時に合わせての1分間の黙祷の市全域への呼びかけがございます。これらの事業につきましては、市政だよりや防災行政無線により、市民の皆様への周知等を行ったところでございます。

なお、本年度のその他の取り組みといたしましては、5月より新たに核兵器廃絶平和都市宣言文をデジタルサイネージに掲載し、より多くの方々に四街道市の願いを伝えているところでございます。また、広島市長の参加のもと、7月に千葉市で開催されました講演事業「平和を願う市民の集い 2010」に市長代理として副市長が出席いたしまして、佐渡市長のメッセージを伝達したところでございます。私からは以上でございます。

#### ◎健康福祉部長（佐藤満）

私からは、第3項目の2点目及び第4項目についてお答えします。初めに、こどもプランにおける基本理念の前期計画と後期計画の違いについてですが、前期計画の基本理念は「子どもたちの笑顔と歓声にあふれたまち」としていました。後期計画の策定においては、その根拠となる次世代育成支援対策推進法の「次世代育成支援対

策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本理念に基づき、前期計画の基本理念の「子どもたち」の表記を「親子」に改め、「親子の笑顔と歓声にあふれるまち」として、子育て支援策を取りまとめたところです。前期計画の基本目標につきましては、後期計画においては基本方針として施策の推進に取り組んでいます。

こどもプランにおける子供の意見についてですが、こどもプランは、先ほど申し上げましたとおり、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という推進法の基本理念にのっとり、子育てを行う父母等の支援を行うことに主眼を置いていることから、保育園や幼稚園に通園中の児童の保護者や、それらの事業者との意見交換会を実施したところであります。

次に、第4項目についてお答えをします。平成21年度におきましては、児童虐待相談の新規受理件数として、59件取り扱っております。児童の年齢ですが、3歳児未満が22人、3歳から就学前児童が21人、小学生が14人、中学生以上が2人となっています。報告者ということですが、主な把握経路といたしましては、近隣、知人が18件、学校、保育所、幼稚園が17件、市保健センターが11件となっており、その他としまして、家族、親戚、民生・児童委員、医療機関、市関係機関などがあります。虐待者ですが、実母が49人、実父が9人、実父以外の父が1人となっています。

昨年度の状況をご説明させていただきましたが、本年度当初におきまして、児童虐待の継続支援ケースとして、77件を扱っています。市では、児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会として、四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会を平成19年3月、いち早く設置し、関係機関の連携を強化し対応しているところであり、虐待の通報があった場合は、庁内関係部局による緊急受理会議を開催し、対応についての方針を決定し、即時に取り組んでいます。また、継続ケースについては、進行の管理、情報の共有、支援方針の決定等について、実務者会議を毎月開催し、ケースの終結に向け努力しているところです。児童虐待撲滅のためには、相談体制の充実、早期発見、関係機関の連携が重要でありますことから、今後も市民の方々への通報義務や相談体制の周知、関係機関の一層の連携に努めてまいります。以上です。

#### ◆戸田由紀子議員

ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。まず、1項目めですけれども、残土条例のほうは、条例が改正されて、3,000平方メートルが500平米に、市の許可が500平米ということになったということでは、改善されたというふうに受けとめました。それで、もう一つのほうのきれいにする条例のほうなのですけれども、ただいまのご答弁では、たばこの吸い殻の散乱状態を見ながら、これから調査していきたいというようなご答弁だったのですけれども、いわゆる市民団体の方が要請されたのが、もう5年前になるわけなのです。それで、その5年たっています。この5年間の中で、市のほうとしては、何か動きをされたのでしょうか。そこをまず伺います。

#### ◎環境経済部長（鶴澤洋）

まず、1点目ですが、美化推進重点地区における美化推進員という地区の方をそれぞれの地区の方にお願ひしまして、美化活動及び啓発事業に取り組んでおります。それから、2点目が、昨年ですか、平成11年度から緊急雇用対策事業を使いまして、美化清掃の取り組みを実施しております。それから、あと定期的に市としての美化啓発活動を行っているというところでございます。以上です。

#### ◆戸田由紀子議員

その美化推進員の方たちなどが、いろいろとその美化推進やっていらっしゃることなのですけれども、その方たちから、いわゆる駅前ポイ捨てたばこの状況とか、そういうようなところは、多分いろいろと報告があるかと思うのですけれども、それはないですか。そのいわゆる今そのポイ捨てたばこの現状、こういうふう

なっているよというようなところは報告はないのか。それとも、そういうことは、その報告するような形になっていないのか、ちょっとお願いします。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

お答えする前に、先ほど平成11年度と言いました。済みません。21年度の誤りですので、お願いいたします。報告につきましては、美化推進員からは、きちっとその報告を受けております。以上です。

◆戸田由紀子議員

その報告は、どのような報告なのかと、その報告を受けて、現状のままでいいのか、それとも何かすぐにでもしなければいけないのか。そのあたり、どのようなお考えをお持ちなのかをお願いします。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

報告の内容につきましては、散乱状態とか、そのごみの捨てている状態、環境等を報告していただいておりますが、把握している中では、年々ごみの量が、ポイ捨て等のたばこ等の吸い殻を含めた中で減っているという報告は受けております。

◆戸田由紀子議員

そういうふうにしてのご努力と、それから市民団体の方たちの本当に毎月の努力によって、確かに駅前のごみ、たばこの吸い殻は減ってきております。それでも、まだあるわけなのです。それで、本当に拾っても、拾っても減らない、そのたばこの吸い殻。それで確かに市民のモラルとマナーに訴えて、それでやはりなくなればいいのですけれども、でもそれではなくならない。そういう現状を目の前に見て、市民団体の方が、やはりこれは罰則規定を設けるべきではないか。もうそのモラルとマナーに訴えるのは限界があるというところで、条例改正の要請を出されたわけなのです。ですから、ちょっと5年のその年月を考えますと、もうそろそろ、その罰則規定を設けるかどうか。そのあたりの検討に入ってもいいのではないかと思うのですけれども、何かこの罰則規定を設けるとなれば、禁煙区域を設けなければいけないなど、ある程度その市民生活が制限される部分が出てきます。ですから、何か課題があるのか。取り組めない課題があるのか。それをちょっと伺います。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

禁煙区域を設けている自治体に確認をしておったところ、区域を設け、喫煙を規制した場合は、禁煙区域の境における規制区域外、境から外れた規制区域外での喫煙が急激に増えて、そこが汚れて新たな苦情が発生していると聞いております。

それから、禁煙区域内で罰則を設け、違反者の指導を行うとした場合は、人件費など新たな経費の増加が見込まれるという課題があります。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

では、もう一つ、ちょっと観点変えまして、この歩きたばこに関しましては、その受動喫煙による健康被害が言われております。それに対する認識は多分お持ちだと思うのですけれども、健康福祉部との話し合いなどは持たれているのでしょうか。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

まず、健康被害に関する認識についてでございますが、喫煙による健康被害については、周知のとおり、喫煙者本人だけではなく、家族と周囲の人に受動喫煙による健康被害も科学的には明らかになってきているものと認

識しておるのですが、話し合いについては、具体的にはまだ行っておらない状況でございます。以上です。

◆戸田由紀子議員

確かにそうなのです。禁煙区域を設けますと、たばこを吸いたい方は、そのほかの区域に行って、禁煙していないところに行って吸うというような状態が増えているというお話を私も伺ってはおります。でも、このごみのポイ捨て、それから受動喫煙による健康被害、そしていわゆる危険性、歩きたこによる危険性、特に子供たちへの危険性が大分大きなものがあります。それで今、ほかの自治体、千葉県の自治体の中でも条例を改正して、その罰則規定を設ける自治体が増えてきております。県内では市川、柏、松戸、船橋、我孫子、流山、そして隣の千葉市では、先日の新聞報道によると、とにかくその後を絶たない路上喫煙の対策強化に本腰を入れようと、これまで間接的な罰金だったのが、直接罰に切りかえ、来年度から実施するということです。そして、新たに1カ所、京葉線または総武線の駅周辺に禁止区域に追加予定というふうな新聞報道がありました。このように一つの自治体だけではなく、いろんな周辺の自治体が禁煙区域を設けるなど、やはり足並みをそろえてやっていくということが一つ必要ではないかと思うのですけれども、こういうふうには千葉市が動き始めました。条例を改正しました。となると、四街道もそろそろ、この条例改正に向けた動きをしてもいいのではないかと思うのですけれども、この千葉市の動きに合わせて、それでそういうことのために、要請団体であるきれいにする会との話し合いの場を設けるとか、そのようなことはいかがでしょうか。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

話し合いの場ということでございますが、現在、美化推進重点地区における美化推進に係る関係者による会議を開催しておりまして、その会議の中にはきれいにする会の方も参加をさせていただいております。

それから、各団体からの直接のご相談や要望があれば、今後もお話を伺っていきたくて考えておりますが、今般、設立されました「みんなで地域づくりセンター」というのができましたので、これを今度活用していただければというふうに考えております。以上です。

◆戸田由紀子議員

今まで、いろいろと関係者の方たちの会議が持たれているようではございますけれども、いわゆる議題というか、テーマを、その路上喫煙の禁止、歩きたこの禁止というところに絞った形での話し合いの場を持っていただきたいなと思います。そのためには、いわゆる受動喫煙の健康被害に対しても、健康福祉部との話し合いも必要になるかと思っておりますけれども、そのほか健康福祉部との話し合いを持ちながら、そういう場を設けるといふところ、みんなで地域づくりセンターの活用というところもありますけれども、まずその具体的にこの地域づくりセンターをどのように活用されていくのか。ちょっと形が見えないので、教えていただきたいのですが。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

今、みんなで地域づくりセンターのパンフレットを持っているのですが、ちょっと読ませていただきますと、その中の機能、センターの機能でございまして、機能の中に地域づくりのサロンの開催ということでありまして、環境、福祉、市民協働、農業などテーマごとに活動団体や担当課、関係機関を招いて交流や意見交換の場をつくりたいという項目がありますので、この項目を使った中で、市民団体とうちのほうの担当課ということで、テーマの中で話し合っていきたいというふうに考えております。

◆戸田由紀子議員

9月1日にオープンしたばかりのみんなで地域づくりセンター、それは本当に大いに活用すべきものだと思います。ただ、今こういうふうには市民団体からの要請も出ているわけですので、まずはその担当部のほうと市民

団体のほうとの話し合いが必要ではないかと思えます。それで、例えばその話し合いの中で罰則規定を設けるにしても、禁煙区域を設けるにしても、市民の方の理解を得なければならないと思うのです。やはり市民の方の理解がなければ、幾らその罰則規定をつくっても、なくなりません。ですから、そういうふうな形で、やはり市民の方の理解を得る努力、そここのところが非常に大事だと思うのです。ですから、再度ちょっとお尋ねしたいのですけれども、みんなで地域づくりセンターの活用も一つの方法かもしれませんが、担当課とその当事者団体の方たちを交えた中で、そのテーマを絞った中で話し合いの場、それをぜひ持っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。再度お願いいたします。

◎環境経済部長（鶴澤洋）

具体的には、条例の改正などの制定とか、改正などを想定しておりますが、そういう改正等を行う場合は、市民参加条例がございますので、市民参加条例の手続に従って、そういう話し合いの場を持てればというふうに考えております。以上です。

◆戸田由紀子議員

では、とにかく担当部のほうと要請団体である四街道をきれいにする会との話し合いを早急に持っていただきたいということを要望して、この項を終わりにしたいと思えます。

次、図書館サービスに移ります。今地域情報、一応市のほう、図書館としては、いろいろと集めていらっしゃるということでした。それで、私もあそこの2階に行っているいろいろと見るのですけれども、なかなかこちらが欲しいなと思う情報がない、見当たらない。それで、レファレンスをすればいいのですけれども、ちょっとあきらめて帰ってしまうことも何度かあります。私が見たいと思うのは、新聞情報なのです。それで、今あそこにある情報のほかに、いろんな専門紙がまたあると思うのです。例えば福祉新聞とか、教育新聞などいろいろあります。ですから、そういう一般家庭ではなかなかとらない、とっていない新聞を読みたいと思うことと、それからあと地域の市民団体の方たちの発行している会報とかチラシ、そのようなものも図書館で見られたらいいなと思っているのですけれども、なかなかそのあたりが難しいなと思っております。

それで、これはスペースの問題があるかと思えます、あそこの図書館は。もう本当に狭い3階建てという、とても閉塞的な形でやっておりますので、それで28万冊の蔵書があるという中で、かなり工夫して使っているのではないかと思います。ですから、できればもう少し地域情報については増やしていただきたいということを要望させていただきます。

それから、スペースが狭いというところでは、本当に非常に困っている方もたくさんいらっしゃるのです。それで、私としては、その図書館の役割と使命を考えると、新設が望ましいのではないかと考えております。それで、佐渡市長のマニフェスト、図書館について、思い入れ企画として、会館棟2階を図書館と連結して、市民に利用しやすいワンフロアの図書館として、スペースの拡大と蔵書の充実を図るとあります。それで、これが平成23年度使用開始となっておりますが、現状どうなっているのか、お願いします。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをします。文化センター会館棟と図書館との連結利用につきましては、ファシリティマネジメントの手法を取り入れた中で、総合的な検討を進めていくということになります。したがって、平成23年度からの使用開始につきましては、予定を変更することになると、そのように思っております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

今議会でたびたび、そのファシリティマネジメントという言葉が出てきます。それで、図書館と文化センターについて、その手法を導入するようですけれども、これについて、ちょっとよくわからないので、何点か確認さ

せていただきたいのです。それで、何か担当はその都市部というふうに向っているのですけれども、ちょっと都市部の方にお伺いしたいと思います。このファシリティマネジメントの手法を取り入れる目的は何でしょうか。

◎都市部長（櫻井平）

目的ですが、これは施設、施設によって異なるのですが、とりあえず所有しているすべての施設等の情報データの一元化と事業コストの最適化を促進するため、経営的な視点から、健全な行財政運営と市民サービスの向上を図るために、ファシリティマネジメントを導入することです。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

一元化、それからコストの削減、市民サービスの向上など、かなりたくさんの目的が含まれているようですが、これ従来の手法と比べての相違点は何なのでしょう。

◎都市部長（櫻井平）

今まで行われてきた手法としましては、従来型の施設管理と比較した場合、FMの特徴は何かといえば、伝統的に行われてきた従来型の事後保全による、もとに戻すだけの現況復帰型である管理方法と違って、FMを行いますと、FMというのは、ファシリティマネジメント、FMと通称、呼ばせてください。FMでは、建物などのすべての施設のデータを収集、分析し、長期的、計画的保全と最適な施設のあり方を求めるとともに、新たな社会環境の変化とニーズに対応した形を検討するという相違点がございます。以上です。

◆戸田由紀子議員

ちょっとよくわかったような、わからないような内容で、申しわけないのですけれども。それで、これを図書館とこの文化センターのこれに取り入れるメリットは、多分今のお話の中で出てきているかと思うのですけれども、そのメリットだけちょっと絞って教えていただきたいのですけれども。

◎都市部長（櫻井平）

今は一般的に申し上げました件ですけれども、データを収集しないと、さきにわからないと申したのは、どういうことかといいますと、例えば空調にしても、空調システムが今中央システム化ということで、使っていない部屋も、使っている部屋も、全部動いているわけです。図書館と実は文化センター、稼働する日と使う日が……開館する日が違う。そういう中で、ゾーニングといいまして、空調のやり方、その際、部分的に空調ができるようなゾーニングの組みかえ等、例を言いますと、そういうところからの検討もあります。

◆戸田由紀子議員

何か多分その使い勝手がよくなるのかなというふうな、ちょっと受けとめ方をしたのですけれども、これ確かに大きな何か手法になるのかな、大きな視点で見て、いわゆるその施設を見ていくのかなという気がするのですけれども、昨日ですか、このファシリティマネジメントをするために、横断的チーム、そのプロジェクトチームを立ち上げ、基本方針を策定していくとの答弁がありました。各所管部は、個別に取り組むものではなく、全庁的な視点で進めるものと理解をしましたが、ですから今都市部のほうに答えていただいておりますけれども、となると、その全庁的な視点で進めるものとなると、企画調整とか、その行革とか、そのようなところで進めていくものなのかなと思うのですが、そのように受けとめてよろしいでしょうか。

◎都市部長（櫻井平）

お答えします。今この建物の基本的にファシリティが始まっている切り口ですけれども、市町村、ほとんどか



なり違って、財政的な面から入るところ及び施設の耐震性から入って、その経費の削減をやっているところが、佐倉市なんかは耐震改修の施設面から入っていると。習志野市さんのほうは、財政改革のほうから入っていると。それぞれの市町村によって、事情、切り口違いますけれども、最終的には全体的、横断的な方向で進めるのが一番よろしいかと思えます。そういうことで、次年度以降は横断的な体制で進めていくのがよいかと考えております。

◆戸田由紀子議員

済みません。とにかくその図書館が、市民にとって利用しやすいものになってほしいと願っております。次、障害者サービスの中のその対面朗読室です。調査検討していきたいということですが、これはその調査検討して、対面朗読室として使える場所をとにかく図書館の中に設けてほしいということを要望いたします。

それで、障害者サービスに関しましては、著作権法が改正になりました。今年の2010年1月から施行されていまして、この法改正を受けてガイドラインが作成されました。このことは、その情報を入手するのに、障害のある人にとって大きな意味を持っております。今までその録音図書などが公共図書館ではできなかったのですが、その録音図書ができる。それから、利用できる方が従来の視覚障害者だけではなくて、高齢で目の不自由な人、精神や知的障害者、発達障害者、入院患者、寝たきりの人などが利用可能になった。そして、制作できる資料も、テープ資料のほかに布の絵本とか、そういうものも含まれるということで、かなり幅広い形で、利用できる人と利用できるものが幅広い形になりました。これは本当に図書館における障害者サービスを充実させるものであると思えますので、ぜひ四街道の図書館がそうなるしてほしいと思うのですが、ちょっとお考えを伺います。

◎教育部長（三浦光行）

お答えします。法改正によりまして、障害者サービスにおける著作権関係の制限が一部緩和されたことは、承知しているところでございます。図書館としましては、当市の状況を十分に踏まえまして、当市としてどのようなサービスが可能か、そういったことを十分調査してまいりたいと、そのように現状では考えているところでございます。

◆戸田由紀子議員

利用できる方が拡大されまして、年をとって目の不自由になった方とか、本当に私たちがいずれはあれを利用したいなと思うようなときがあるかと思えますので、ぜひ早いうちにお願ひしたいと思えます。

そして、ちょっと8月に都内で開かれたシンポジウムに参加してきました。そこで対面朗読についての、私がそうだなと思ったことがありますので、ちょっとここで述べさせていただきます。対面朗読は、公共図書館の資料の中から選ぶことができ、その場で本や新聞、雑誌などの情報に接することができ、利用者の読みたいように読めるなど豊富な資料を持つ公共図書館だからこそできるサービスである。障害者サービスの目的は、すべての人にすべての図書館資料、サービスを提供することであり、すべての図書館サービスの基礎であるということを私は理解することができました。文字が読める、読むことで知識が増えます。四街道の図書館が、すべての人が利用できる図書館となることを願ってやみません。

次の項目に移ります。中学生議会ですが、これが今まで議会に出た意見が、いわゆる市政に反映されているのかどうか、ちょっと伺います。

◎総務部長（遠藤利明）

お答えを申し上げます。中学生模擬議会でも市政に関する提言でございまして、要望につきましては、執行部といたしまして、真剣にその現状と対応について、当然答弁することはもちろんでございますけれども、今後の

市政に生かせるような部分で十分検討を加えていくというスタンスで臨んでおります。以上です。

◆戸田由紀子議員

それでは、この議会の中学生議員の選考方法なのですけれども、これ公募をしたらいかがかと思えます。対象をその小学生までに広げる。その公募する意味というのは、公立の学校だけではなく、私立に通っている子や、不登校の子などもその対象になることができますので、ぜひ広げてほしいと思えます。千葉市は今年8月3日に実施しましたけれども、小学6年生まで広げたようですが、これについてはいかがでしょうか。

◎総務部長（遠藤利明）

お答え申し上げます。先ほどの壇上の答弁の中で、来年が3年目の開催年というお話をさせていただきましたけれども、これまでににつきましては、中学生でもって、そして各学校から5名ずつ、学校長にお願いをいたしまして、選出をさせていただいております。そのようなことから、なかなかこの議場のスペースという問題も当然ありますので、その部分については、検討はしてみますが、なかなか実現は難しいのかということでございます。

◆戸田由紀子議員

ぜひその広げる方向で検討していただきたいと思えます。それと、ぜひ毎年、実施してほしいなと思えます。それで、子供たちのこの意見なのですけれども、こどもプランに基づきまして、公園の整備、再整備などの際に、子供の意見を取り入れる機会を充実しますということが、前期計画と同じ文言が載っております。これはぜひ充実ではなく、拡充していただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

◎健康福祉部長（佐藤満）

お答えをいたします。子供の意見ということでございますが、この点につきましては、やはりそういった観点からのご意見もあると思えますので、そういった点も含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

◆戸田由紀子議員

ぜひよろしくお願ひいたします。では、ちょっと時間の関係で次へいきます。虐待なのですけれども、いろいろご説明いただきました。そして、本市の場合は、かなり当事者の方たちに対しての丁寧なる対応をされていらっしゃるのだということがわかりました。それで、ケース会議から見えてきた、その虐待に至るまでの要因は、どのようなものがあるのか。それで、虐待をなくすためには、その要因となっているものを少しでも取り除くことが重要であると思えますが、どのような対応をされているのかお願ひします。

◎健康福祉部長（佐藤満）

お答えをいたします。虐待に至る要因といたしましては、若年結婚によるものあるいは自身が虐待を受けていたものなど、親の生育歴に係るものあるいは経済的貧困、夫婦関係の疎遠といった養育環境に係るものあるいは近隣との関係が持てないという社会的孤立に係るものなどがあると思われまふ。以上です。

◆戸田由紀子議員

そうです。虐待に至るその要因というのは、今も部長さんがおっしゃられたように、とにかく本当に親たちが、とても孤独感を抱いている。何か相談者の方にお聞きしたら、何かひとりぼっちという言葉、とても自分はひとりぼっちなのだという言葉が出てきて、自己否定感が強い者が見受けられるそうです。ですから、虐待をしない、させないためには、地域での関係づくりもそうですが、関係する方々や相談員の方が、当事者の方の悩みや苦しみを丸ごと受けとめ、孤独な親に寄り添った支援が重要であると思えます。相談する方も増えて大変だと思いま

すが、決して見放さないという姿勢で継続して取り組んでいただきたいと思います。

それで次、平和の問題ですけれども、いろいろ今取り組みについてご説明いただきましたけれども、昨年度、その平和市長会議と日本非核宣言自治体協議会に加盟したことによる、本当に目新しい新規事業が見当たらないということで、ちょっと残念な気持ちでございます。同じくその平和市長会議に加盟しているお隣の佐倉の蔵市長さんは、今年7月、2020年までに世界の核兵器廃絶を目指している平和市長会議が主催する2020核廃絶広島会議に出席されるなど、積極的に動いておられます。それから、あと小学生、中学生の広島、長崎への平和大使の派遣など、これも宣言をしている都市では、流山、市川、松戸、佐倉、浦安、習志野などありますが、県内で2番目に宣言をした四街道市は行っておりません。それで、今市民提案されている中学生の広島への派遣事業について現状をお願いいたします。

#### ◎総務部長（遠藤利明）

お答えを申し上げます。市民提案事業の中学生の広島、長崎への派遣事業については、提案者と協議を継続しているところでございますけれども、私どものほうの並行して、本年、市職員を広島に派遣いたしまして、平和推進事業の勉強をしたいというふうに考えておるところでございます。この派遣については、中学生の派遣も含めて、平和推進事業の今後のあり方や方策、また課題について、実際に学んで、次につなげたいという考えもありまして、職員にも勉強させるということを考えているところでございます。以上です。

#### ◆戸田由紀子議員

ありがとうございます。本当に一歩進んだ形で市の平和事業が進むと思います。それで、また市政だよりなのですけれども、非常に寂しい気がいたしました。それで、平和のカレンダーをつくったり、いろいろ各市町村は努力しております。それで、この核兵器廃絶平和都市宣言をした四街道市として、市の市長さんとして、通告していないのですけれども、ちょっと2点ほどお尋ねしたいのです。先ほど申し上げました、その2020核廃絶広島会議に、来年ぜひ出席していただきたいということと、来年は市制30周年です。その記念事業として、広島への子供たちの派遣を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ◎市長（佐渡齊）

お答えいたします。2020核廃絶広島会議への出席ということでございますが、ちょっといろいろ日程調整等、まだ就任したばかりで、先日も副市長に代理で出席をいただいたというような、そんな多忙な毎日でございますので、確約はできません。やはり日程調整上の問題がある。それから、あと30周年記念事業でございますが、これも30周年事業に向けました、今内部の検討委員会を設けておりますので、この検討委員会の中で検討をしなければ、この場ではお答えできません。市民参加条例に基づく市民提案事業、平成20年1月に提案されておりますが、先ほど部長から答弁いたしましたように、8月27日には提案者と協議を継続ということで、27日にお会いしていると思うのですが、戸田議員さんもその中にいらっしゃったと思うのですが、市のほうも一歩一歩前進していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

#### ◆戸田由紀子議員

本当に一歩一歩前進しているというところを実感しております。それで、ぜひ来年の市制30周年に記念事業として、広島への子供たちの派遣を検討項目として入れていただきたいと思っております。本当に子供たち、そのやわらかい感性で、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを肌で感じて、それを次の世代に語り継いでいていただきたいと思っております。ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。